

注記（全体会計）

1 重要な会計方針

（１）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和５９年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

イ 昭和６０年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

（２）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別原価法を採用しています。

（４）有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 ８年～５０年

工作物 ６年～７５年

物品 ２年～１７年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び貸付金の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、期末自己都合退職手当要支給額を計上しています。

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち吉野川市へ按分される額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもの。ただし、一般会計等においては、吉野川市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

(1) 組織・機構の大幅な変更等

令和3年4月1日の機構改革により、生活あんしん課が新設され、こども未来課が子育て支援課に統合されました。

4 偶発債務

該当する事項はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

範囲	団体(会計)名	区分	連結方法	連結割合
一般会計等	一般会計	—	—	— %
全体会計	国民健康保険特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	介護保険特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	水道事業会計	地方公営企業会計	全部	100 %
全体会計	下水道事業会計	地方公営企業会計	全部	100 %

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。

ア 範囲

来年度予算において財産収入と措置されている公共資産

イ 内訳

土地	12,708 千円
立木竹	2,040 千円
建物	370 千円
物品	1,016 千円